

補助事業モデル 『7月から補助対象期間が開始するパターン』

- 次の4要件を全て満たした月から補助対象期間開始
- ①職員の採用
 - ②奨学金返済手当制度創設
 - ③奨学金返済手当支給開始(賞与や一時金の場合、支給(対象)期間の最初の月)
 - ④奨学金返済開始

- 【例】
- ①令和3年4月1日に職員を採用
 - ②就業規則を変更し、令和3年6月に奨学金返済手当制度を創設
 - ③令和3年7月から当該職員に対して奨学金返済手当を毎月支給
 - ④当該職員は令和2年10月27日から奨学金返済開始

- 令和3年7月から補助対象期間開始
○令和3年7月から研修受講期間等を算定

補助期間	事業所での対応	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和3年度	○奨学金返済手当制度の創設 ○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援	前年10月 ④奨学金返済開始 ①職員の採用		②奨学金返済手当制度創設	③奨学金返済開始	初任者研修受講・修了(令和4年6月末まで) 1年目(令和3年7月～令和4年6月)							
令和4年度	○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援	初任者研修受講・修了		実務者研修受講・修了(令和6年6月末まで)		2年目(令和4年7月～令和5年6月) ※令和4年6月末までに初任者研修を修了しなかった場合、令和4年7月以降は補助対象外となる。							
令和5年度	○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援	2年目		実務者研修受講・修了(令和6年6月末まで)		3年目(令和5年7月～令和6年6月) ※令和6年6月末までに実務者研修を修了しなかった場合、令和6年7月以降は補助対象外となる。							
令和6年度	○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援	3年目		実務者研修受講・修了		4年目(令和6年7月～令和7年6月) ※令和6年度の介護福祉士試験を受験しなかった場合、令和7年2月以降は補助対象外となる。 不合格の場合、令和7年度に介護福祉士試験を受験しなかった場合、令和8年2月以降は補助対象外となる。							
令和7年度	○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援	4年目		介護福祉士試験		5年目(令和7年7月～令和8年6月) 合格 → 5年目まで補助対象 不合格 → 令和7年度に再度受験							
令和8年度	○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成	5年目											

補助事業モデル 『10月から補助対象期間が開始するパターン』

- 次の4要件を全て満たした月から補助対象期間開始
- ①職員の採用
 - ②奨学金返済手当制度創設
 - ③奨学金返済手当支給開始(賞与や一時金の場合、支給(対象)期間の最初の月)
 - ④奨学金返済開始

- 【例】
- ①令和3年4月1日に職員を採用
 - ②就業規則を変更し、令和3年6月に奨学金返済手当制度を創設
 - ③令和3年10月から当該職員に対して奨学金返済手当を毎月支給
 - ④当該職員は令和3年10月27日から奨学金返済開始

- 令和3年10月から補助対象期間開始
○令和3年10月から研修受講期間等を算定

補助期間	事業所での対応	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
令和3年度	○奨学金返済手当制度の創設 ○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援	①職員の採用		②奨学金返済手当制度創設				③奨学金返済手当支給開始 ④奨学金返済開始	初任者研修受講・修了(令和4年9月末まで)					
									1年目(令和3年10月～令和4年9月)					
令和4年度	○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援	初任者研修受講・修了(令和4年9月末まで)			1年目				実務者研修受講・修了(令和6年9月末まで)					
									2年目(令和4年10月～令和5年9月)					
					※令和4年9月末までに初任者研修を修了しなかった場合、令和4年10月以降は補助対象外となる。									
令和5年度	○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援	実務者研修受講・修了(令和6年9月末まで)							3年目(令和5年10月～令和6年9月)					
		2年目												
令和6年度	○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援	実務者研修受講・修了(令和6年9月末まで)				3年目				4年目(令和6年10月～令和7年9月)				
		※令和6年9月末までに実務者研修を修了しなかった場合、令和6年10月以降は補助対象外となる。								介護福祉士試験				
		合格 →5年目まで補助対象												
		不合格 →令和7年度に再度受験												
令和7年度	○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援	4年目							5年目(令和7年10月～令和8年9月)					
		※令和6年度の介護福祉士試験を受験しなかった場合、令和7年2月以降は補助対象外となる。 不合格の場合、令和7年度の介護福祉士試験を受験しなかった場合、令和8年2月以降は補助対象外となる。												
令和8年度	○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成	5年目												
		介護福祉士試験												

補助事業モデル 『1月から補助対象期間が開始するパターン』

- 次の4要件を全て満たした月から補助対象期間開始
- ①職員の採用
 - ②奨学金返済手当制度創設
 - ③奨学金返済手当支給開始(賞与や一時金の場合、支給(対象)期間の最初の月)
 - ④奨学金返済開始

- 【例】
- ①令和4年1月1日に職員を採用
 - ②就業規則を変更し、令和3年9月に奨学金返済手当制度を創設
 - ③令和4年1月から当該職員に対して奨学金返済手当を毎月支給
 - ④当該職員は令和3年10月27日から奨学金返済開始



- 令和4年1月から補助対象期間開始
- 令和4年1月から研修受講期間等を算定

補助期間	事業所での対応	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ○奨学金返済手当制度の創設 ○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援 						② 奨 学 金 返 済 手 当 制 度 創 設	④ 奨 学 金 返 済 開 始			③ ① 職 員 の 採 用 支 給 開 始	初任者研修受講・修了 1年目	
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援 	初任者研修受講・修了(令和4年12月末まで) 1年目(令和4年1月～令和4年12月)										実務者研修受講・修了 2年目	
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援 	実務者研修受講・修了(令和6年12月末まで) 2年目(令和5年1月～令和5年12月)										3年目	
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援 	実務者研修受講・修了(令和6年12月末まで) 3年目(令和6年1月～令和6年12月)										介護福祉士試験 合格 → 5年目まで補助対象 不合格 → 令和7年度に再度受験	
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援 	※令和6年度の介護福祉士試験を受験しなかった場合、令和7年2月以降は補助対象外となる。 不合格の場合、令和7年度の介護福祉士試験を受験しなかった場合、令和8年2月以降は補助対象外となる。 4年目(令和7年1月～令和7年12月)										介護福祉士試験 5年目	
令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成 	5年目(令和8年1月～令和8年12月)											